

福岡県
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成17年12月
(令和2年4月改訂)

福岡県

< 目 次 >

第1章	P C B 廃棄物処理計画策定の経緯	1
第2章	処理計画改訂の経緯	2
第3章	改訂計画の基本的事項	3
第1節	計画の対象	3
第2節	処理施設と処分期間	3
1	高濃度P C B 廃棄物について	4
2	低濃度P C B 廃棄物について	5
第3節	計画の見直し	6
第4章	P C B 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	6
第5章	福岡県及び関係者の役割	8
1	福岡県等	8
2	保管事業者及び所有事業者	9
3	収集運搬業者	10
4	国	10
5	中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）	12
6	市町村	12
第6章	福岡県のP C B 廃棄物処理への取組	13
第1節	高濃度P C B 廃棄物処理への取組	13
第2節	低濃度P C B 廃棄物処理への取組	14
第7章	安全で効率的な収集運搬体制の確保	14
第8章	県民及び事業者への情報公開等	15

【用語の定義】（本計画記載上の用語の定義又は参考で説明のある用語以外）

変圧器：工場やビルなどで、送られてきた電気の電圧を変える装置。

コンデンサー：電気を一時的に蓄える、電圧を調整するなどの役割を果たす装置（蓄電器）。

安定器：蛍光灯などの点灯時、点灯後の電圧・電流を調整する装置。

高圧：直流では750ボルトを、交流では600ボルトを超え、7,000ボルト以下のもの。

低圧：直流では750ボルト以下、交流では600ボルト以下のもの。

特別措置法：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）。

PCB廃棄物処理基本計画：ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（国作成）。

PCB廃棄物処理計画：福岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画。

廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）。

PCB使用製品：特別措置法第2条第3項に定めるポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品（これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）

処分期間：特別措置法第10条第1項の規定に基づき高濃度PCB廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度PCB廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間

廃棄：PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすること

PCB使用電気工作物：電気事業法に定義される電気工作物に該当するPCB使用製品

高濃度PCB使用電気工作物：電気事業法に定義される電気工作物に該当するPCB使用製品のうちPCB含有濃度が高濃度に該当するもの

福岡県等：福岡県並びに特別措置法第26条第1項の政令で定める市である福岡市、久留米市。

保管事業者：特別措置法第2条第5項に定める、その事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者

所有事業者：特別措置法第2条第6項に定める、PCB使用製品を所有する事業者

特例処分期限日：特別措置法第10条第3項の規定される、処分期間の末日から起算して1年を経過した日

PCB廃棄物等：PCB廃棄物及びPCB使用製品

都道府縣市：都道府県並びに特別措置法第26条第1項の政令で定める市

高濃度PCB廃棄物等：高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品

低濃度PCB廃棄物等：低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品

第1章 PCB廃棄物処理計画策定の経緯

PCBは、人の健康及び生活環境に係る被害を生じさせるおそれがある物質で、自然界では分解しにくく、大気や水を媒体として広範囲に拡散移動し、土壌や底質などに長期間残留する性質を持つため、将来の世代にわたる環境汚染や地球規模での環境汚染をもたらすこと等が知られており、20世紀の代表的な負の遺産である。

わが国では、昭和43年に発生したカネミ油症事件を契機に、47年以降、PCBの製造及び販売、新たな使用等が事実上禁止された。しかし、高圧変圧器や高圧コンデンサーを始めとしたPCB廃棄物の処理施設の設置については、周辺住民の理解が得られなかったこと等から、その処理体制の整備は著しく停滞し、約30年の長期にわたりほとんど処理が進まず、結果として事業者による保管が続いた。

一方、PCBに係る国際的な動きとしては、残留性有機汚染物質（POPs）による地球環境汚染を防止するため、PCBを含む12種類の残留性有機汚染物質の全廃（平成37年までに使用停止、40年までに処分完了）を内容とする「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が13年5月にストックホルムにおいて採択され、わが国においては14年7月に国会で承認、翌8月には条約加入を果たした。

このような状況にあつて、わが国のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日に特別措置法が公布され、同年7月15日から施行された。

国は平成15年4月に、特別措置法第6条に基づきPCB廃棄物処理基本計画を策定し、PCB廃棄物の処理に関する基本的事項を明らかにした。

また、福岡県は、平成17年12月に特別措置法第7条に基づき、国のPCB廃棄物処理基本計画に即して、PCB廃棄物処理計画を策定し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、県内のPCB廃棄物の早期かつ計画的な処理を促進し、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図ることとした。

第2章 処理計画改訂の経緯

特別措置法施行後、国はJESCOを活用してPCB廃棄物の処理施設の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成16年から北九州事業所を始め、順次、国内5か所の拠点的広域処理施設において処理が始まったが、安定器等の処理施設については、21年に北九州事業所、25年に北海道事業所において整備されるにとどまった。

また、これらの施設でのPCB廃棄物の処理は、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるものであったため、作業者に係る安全対策や、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、処理の遅れが生じた。

一方、平成14年、PCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量のPCBが検出されるものがあることが判明したことを受け、環境省において焼却実証試験が行われ、当該試験結果を踏まえ、21年に廃棄物処理法において無害化処理認定制度の対象に微量のPCBに汚染された廃棄物が追加され、当該制度を活用した微量のPCBに汚染された廃棄物の処理が、22年から始まった。

このような状況の中で、処理に要する費用負担の困難性などの問題から、処理を先送りするPCB使用製品を所有する事業者、PCB廃棄物を保管する事業者がいるなど、特別措置法が予定していた当初の処理期限である平成28年7月までの処理完了は困難な状況となった。

このため、国は平成24年12月に特別措置法における処理期限を39年3月まで延長し、25年10月には拠点的広域処理施設が立地する北九州市に対し、北九州PCB処理事業所の処理対象エリアの拡大と事業期間の延長を要請した。

これに対して、北九州市は市民、議会への説明を尽くし、その理解と協力を得て、平成26年4月に国からの要請を受け入れた。

国は、平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画の改訂を行い、高濃度PCB廃棄物について、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限が設けられ、この変更後の計画に記載する発生量に含まれない高濃度PCB廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられた。PCB廃棄物処理計画においても、当該PCB廃棄物処理基本計画の改訂に即して、処理期限を延長する改訂を行った。

この計画的処理完了期限と事業終了準備期間は、拠点的広域処理施設が立地する地元地方公共団体との約束を踏まえて設定されたものであり、その達成に向けてあらゆる努力を払うことが必要である。しかしながら、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、その達成は決して容易ではないことから、国は平成2

8年に、計画的処理完了期限よりも前の時点で処分期間を設定し、この処分期間内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品を自ら処分又は処分委託もしくは廃棄すること等を義務付け、都道府県知事の報告徴収及び立入検査の権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等の規定を盛り込んだ特別措置法の一部を改正する法律を制定した。

また、電気事業法においては、昭和51年10月からPCBを使用した電気工作物を新規に施設することが禁止されたが、昭和51年10月当時に既に設置されていたPCB使用電気工作物については、適切な管理の下で引き続き使用することが認められた。

しかしながら、施設後約25年を経過しても依然として相当量のPCB使用電気工作物が使用されており、設備の経年劣化も懸念されていた。このため、特別措置法が制定されたことと併せて、平成13年10月15日に電気事業法電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）が改正され、PCB使用電気工作物を設置する電気事業者等に、その使用及び廃止の状況について国に対し届け出ることが義務付けられた。

平成28年の特別措置法の改正と併せて、高濃度PCB使用電気工作物については、電気事業法に基づく経済産業省令（電気関係報告規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）及び電気関係報告規則）等の改正により、使用禁止、管理状況の届出等の措置を講ずることとされた。

さらに、令和元年に、特別措置法施行規則の改正により高濃度PCBの基準となる数値が変更され、併せて、基本計画が改訂されたこと。また、令和2年には、特別措置法施行令の改正により、「政令で定める市の長」から大牟田市が削除されたことなどを踏まえ、PCB廃棄物処理計画を改訂するものである。

第3章 改訂計画の基本的事項

第1節 計画の対象

本計画は、福岡県内で保管及び所有されている特別措置法第2条第1項に定めるPCB廃棄物及び同条第3項に定めるPCB使用製品を対象とする。ただし、北九州市は特別措置法第7条第1項の政令で定める市（処理施設の立地する市）として別途ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定を行っていることから、北九州市内の上記廃棄物及び使用製品については、本計画の対象としない。

第2節 処理施設と処分期間

福岡県等で保管及び所有されているPCB廃棄物及びPCB使用製品の処

理施設と処分期間はPCB含有濃度に応じて、表1のとおりとする。

1 高濃度PCB廃棄物について

国のPCB廃棄物処理基本計画においては、福岡県内で保管されている高濃度PCB廃棄物の処理施設はJESCO北九州PCB処理事業所（※）とされており、その処理期限は、保管事業者がJESCOに対し処理委託を行う期限とされている「計画的処理完了期限」と、今後新たに生じる廃棄物の処理や処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間を勘案して設定された「事業終了準備期間」の2つの期限が設けられている。

平成28年の特別措置法の改正においては、計画的処理完了期限を確実に達成するため、新たに「処分期間」が設定されたところであり、同法第10条第1項に基づき、保管事業者は処分期間内に、その高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないと規定された。また、同法第18条第1項に基づき、所有事業者（電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品の所有事業者を除く。）はその高濃度PCB使用製品を処分期間内に廃棄しなければならないと規定された。この処分期間の末日は、上記計画的処理完了期限を確実に達成するため、それぞれの計画的処理完了期限の1年前の日とされている。ただし、特例処分期限日までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する保管事業者及び所有事業者にあつては、高濃度PCB廃棄物の自ら処分、他人への処分委託又は高濃度PCB使用製品の廃棄を、処分期間に代えて特例処分期限日までに行わなければならないと規定された。

また、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用電気工作物については、同法及び関係省令の規定に基づき、特別措置法と同様の措置が講じられている。

このため、福岡県等における処分期間については、特別措置法第10条の規定等に基づき、廃PCB等、廃変圧器、廃コンデンサー等は平成30年3月31日まで、それ以外の高濃度PCB廃棄物については令和3年3月31日までである。

また、特例処分期限日は同様に、廃PCB等、廃変圧器、廃コンデンサー等は平成31年3月31日、それ以外の高濃度PCB廃棄物については令和4年3月31日である。

ただし、高濃度PCB廃棄物は特に人体に有害であり、今後、容器劣化等に伴う漏洩による環境汚染のおそれ等も考えられることから、それ

それぞれの期間内のできる限り早期の処理完了を目指すこととする。

※ J E S C O 北九州 P C B 処理事業所の概要

処理施設名	北九州 P C B 廃棄物処理施設（北九州市若松区響町 1 丁目）		
	第 1 期施設		第 2 期施設
処理品目	変圧器・コンデンサー		①コンデンサー・②安定器等・汚染物
処理方式	脱塩素化分解法		①脱塩素化分解法 ②プラズマ熔融分解法
処理能力	1. 0 t / 日（PCB 分解量）		① 0. 5 t / 日（PCB 分解量） ② 1 0. 4 t / 日（安定器等・汚染物量）
処理対象	処理対象地域		処理対象物
	中国・四国・九州・沖縄 1 7 県 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県		大型変圧器・コンデンサー等、安定器等・汚染物
	近畿 2 府 4 県 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県		安定器等・汚染物（一部機器を除く）
	東海 4 県 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県		車載変圧器の一部、安定器等・汚染物（一部機器を除く）
	南関東 1 都 3 県 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県		コンデンサーの一部
処理期限		計画的処理完了期限	事業終了準備期間
	大型変圧器・コンデンサー等	平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで	令和 4 年 3 月 3 1 日まで
	安定器等・汚染物	令和 4 年 3 月 3 1 日まで	令和 6 年 3 月 3 1 日まで

2 低濃度 P C B 廃棄物について

低濃度 P C B 廃棄物は、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象となっていることから、国の認可を受けた無害化処理認定施設（県が許可した無害化処理施設を含む。以下同じ。）で処理することとし、特別措置法第 1 4 条の規定に基づき、保管事業者は、令和 9 年 3 月 3 1 日

までに、自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないとする。

表1 PCB廃棄物の処理施設と処分期間

	PCB含有濃度	処理施設	処分期間	
			特例処分 期限日	平成31年 3月31日
高濃度 PCB 廃棄物	5,000 mg/kg超 可燃性の汚染物等(※1)については 100,000mg/kg超	J E S C O北九州 P C B 処理事業 所 (国設置)	廃PCB等、廃変圧器、廃コンデンサー等	平成30年3月31日まで
			上記以外の高濃度PCB廃棄物(※2)	令和3年3月31日まで
				特例処分 期限日
低濃度 PCB 廃棄物	5,000 mg/kg以下 可燃性の汚染物等については 100,000mg/kg以下	無害化処理 認定施設 (民間)	令和9年3月31日まで	

※1 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他PCBが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの。廃プラスチック類のうち、PCBが付着し、又は封入されたもの。

※2 安定器、汚染物等、3kg未満の廃変圧器等及びこれらの保管容器。

第3節 計画の見直し

本計画は、PCB廃棄物処理基本計画の見直し等を勘案して必要に応じて、見直しを行うこととする。

第4章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

PCB廃棄物の保管量、PCB使用製品の使用量(発生量)及び処分見込量は、表2のとおりである。

表2 PCB廃棄物の保管量、PCB使用製品の使用量（発生量）及び処分見込量

（平成31年3月31日現在）

種類	PCB濃度が5,000mg/kg を超えるPCB廃棄物			PCB濃度が5,000mg/kg 以下のPCB廃棄物			PCB濃度が不明 のPCB廃棄物			処分見込量 (1) (注3)	処分見込量 (2) (注3)
	保管量 (注1) (A)	使用量 (1) (注1) (B)	使用量 (2) (注2) (C)	保管量 (注1) (D)	使用量 (1) (注1) (E)	使用量 (2) (注2) (F)	保管量 (注1) (G)	使用量 (1) (注1) (H)	使用量 (2) (注2) (I)	J= A+B+D+E+ G+H)	J+C+ F+I)
①変圧器(トランス) (台)	0	0	0	618	390	545	21	4	49	1,033	1,627
②コンデンサー (3 kg以上) (台)	2	0	39	391	160	26	17	64	9	634	5,222
③コンデンサー (3 kg未満) (台)	792	0		3,331	358		33	0		4,514	
④柱上変圧器 (柱上 トランス) (台)	0	0	0	7	2	3	0	0	0	9	12
⑤安定器 (個)	3,823	406	0	4	0	0	264	17	0	4,514	4,514
⑥PCBを含む油 (kg)	0	0	0	7,342.3	0	0	0	0	0	7,342.3	7,342.3
⑦OFケーブル (kg)	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10
⑧その他の機器(台)	0	0	0	243	126	87	3	0	6	372	465
⑨感光複写紙 (kg)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ウエス (kg)	0	0	0	502.9	0	0	0	0	0	502.9	502.9
⑪汚泥 (kg)	0	0	0	80	0	0	0	0	0	80	80
⑫塗膜 (kg)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
⑬その他 (kg)	31.4	0	0	15,649.8	25,644	0	0	0	0	41,325.2	41,325.2

注1 特別措置法第8条の規定による届出から集計。(集計時点：平成31年3月31日)

- ・ドラム缶等各種容器にまとめて保管している場合など、台数や重量で計上できないものがある。
- ・⑥、⑦、⑨～⑬については、体積で計上された分について1L=1kgとして重量に換算して集計。
- ・①～⑤、⑧は台(個)数。⑥、⑦、⑨～⑬は重量+体積。

注2 電気事業法(昭和39年法律第170号)第106条の規定に基づく電気関係報告規則第4条の2の規定による届出から集計(集計時点：平成31年3月31日)。

なお、特別措置法の届出データとの重複を考慮していない。

また、コンデンサーについては、電気事業法では重量は届出対象となっていない

め、合算して計上。

注3 特別措置法及び電気事業法の届出から集計した保管中及び使用中の電気機器等について、全量がPCB廃棄物として処分されると仮定

第5章 福岡県及び関係者の役割

PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理を確保するためには、福岡県等（福岡県並びに特別措置法第26条第1項の政令で定める市である福岡市、久留米市。）及び関係者は、以下のとおり役割を果たす必要がある。

1 福岡県等

(1) PCB廃棄物の保管量、PCB使用製品の使用量の把握

これまでに全国的にPCB廃棄物の紛失等が発生している状況に鑑み、区域内に存在するPCB廃棄物の保管及び処分の状況並びにPCB使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く）の所有状況を実地に把握するよう努める。

また、上記を保管及び所有する事業者に対し、届出を徹底するよう必要な指導等を行う。

(2) PCB廃棄物等を保管又は所有する事業者が確実に処分委託等を実施すること

保管事業者及び所有事業者に対する指導の方針等を定めた本計画に基づき、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管のための措置を講ずるよう必要な指導等を行う。

また、高濃度PCB廃棄物の保管事業者に対し、その処分期間内又は特例処分期限日までの計画的な処分のための取組を講ずるよう必要な指導等を行うとともに、高濃度PCB使用製品（電気事業法の高濃度PCB使用電気工作物に該当するものを除く）の所有事業者に対し、その確実な廃棄のための取組を講ずるよう必要な指導等を行う。

低濃度PCB廃棄物の保管事業者及び低濃度PCB使用製品の所有事業者に対しても、上記に準じた取組を講ずるよう必要な指導等を行う。

さらに、保管事業者及び所有事業者に対して、一日も早い処分及び廃棄を求めるため、福岡県等自らも率先してその保管・所有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分委託・廃棄を早期に進めることが求められるとともに、低濃度PCB廃棄物の処分委託を確実にを行い、低濃度PCB使用製品の廃棄又はPCBの除去に努める

ことが求められる。

(3) PCB廃棄物の安全かつ効率的な収集運搬等

J E S C O北九州P C B処理事業所における処理の実施に際し、広域的な収集運搬の体制の確保や、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるよう、他の都道府県市及びJ E S C Oとの連携に努める。

また、収集運搬業者が特別措置法や廃棄物処理法等の関係法令等を遵守し安全な収集運搬を実施するよう、指導等を行う。

(4) 県民に対する情報提供・周知

国とともに、保管事業者及び所有事業者に対し、特別措置法に基づく届出及び高濃度P C B廃棄物の処分期間内の処分委託又は高濃度P C B使用製品の廃棄に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し、周知徹底を図ることに努めるものとする。

また、国や市町村とともに、県民に対し、国及び福岡県等が実施する施策への協力が得られるよう、P C B廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供を行うなど、その理解を深めるよう努める。

2 保管事業者及び所有事業者

(1) PCB廃棄物の適正な処理

廃棄物処理法や特別措置法等に基づき、P C B廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理する責務を有し、特別措置法第10条等の規定により定める期間内に計画的かつ適正に処分を行わなければならない。

(2) 保管状況等の届出義務

特別措置法第8条の規定により、P C B廃棄物の保管及び処分の状況を福岡県等に届け出なければならない。

(3) PCB廃棄物の適正な保管

保管中のP C B廃棄物を適正に処理するまでの間、福岡県等の指導に従って、P C Bの漏洩等による生活環境の保全上の支障が生じないよう適正に管理し、必要に応じて改善のための対策を講じなければならない。また、紛失したり、P C B廃棄物でないものとして不適正な

処分が行われたりすることのないよう、特別管理産業廃棄物管理責任者の管理の下、適正に保管しなければならない。

(4) 安全な収集運搬の確保に向けた措置

P C B 廃棄物の保管の状態に応じて安全な収集運搬が確保されるよう、福岡県等の指導等に従い必要な措置を講じなければならない。

(5) 適正保管等に係る計画の策定

多量保管事業者にあつては、特別措置法に基づき、本計画や福岡県等の指導等に従い、P C B 廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定するよう努めなければならない。

3 収集運搬業者

特別措置法や廃棄物処理法等の関係法令、国のP C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン等の各種安全基準やJ E S C O 北九州P C B 処理事業所の立地する北九州市の策定した北九州市P C B 廃棄物処理計画で定める運行条件を遵守して、安全な収集運搬を実施しなければならない。

4 国

国の役割はP C B 廃棄物処理基本計画によって、下記の通り定めている。

(P C B 廃棄物処理基本計画 抜粋)

国は、我が国も締結しているストックホルム条約に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を確実に推進する必要があること、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内処理は拠点的広域処理施設が立地する地元地方公共団体に対する国としての約束であることに鑑み、関係省庁が一丸となってポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を進める。

国は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設の維持管理を支援するほか、都道府県市と協力して広域的な収集運搬体制の確保を図るとともに、都道府県と協調してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うことにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の確保に引き続き努める。特に、拠点的広域処理施設における処理の実施に当たっては、国は、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるように、都道府県市間の調整、都道府県市と中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整及び中間貯蔵・環境安

全事業株式会社の指導監督を行う。

また、国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）の所有の状況に関する都道府県市による調査等が円滑に進むよう調査の効率化に必要な情報の提供その他必要な支援を行うとともに、都道府県市による措置のみでは処分期間内又は特例処分期限日までの処分委託の確保が困難な場合等、特に必要があると認められる場合には、特別措置法に基づく立入検査等の措置を講じるものとする。

さらに国は、都道府県市、電気保安関係者、中間貯蔵・環境安全事業株式会社等から構成される会議体として、全国版の「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」や第2節の表に掲げられた事業対象地域ごとに設置した地域版の「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」を活用して関係者間の連携体制を強化し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が一日でも早く完了するよう、全国各地での説明会の開催等により保管事業者及び所有事業者に対して計画的な処理の必要性を周知する。

また、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、電気事業法に基づく報告徴収、立入検査、技術基準適合命令等の措置を最大限に活用し、事業者に対する措置を徹底する。

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、廃棄物処理法による無害化処理の認定を円滑に行うことを通じて、処理体制の確保に努めることとする。また、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の量が膨大であること及びポリ塩化ビフェニルの濃度が相当程度低いものが多いことを踏まえ、その処理が更に合理的に進むよう、技術的な検討を行い、処理体制の充実・多様化を図る。また、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。以下同じ。）の実態把握に努め、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去の促進に努めることとし、そのための方策について検討を行うものとする。

また、保管事業者及び所有事業者に対して、一日も早い処分委託及び廃棄を求めるため、国自らも率先してその保管・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分委託・廃棄を早期に行うとともに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託を確実にを行い、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去に努める。

さらに、国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するため、特別措置法に基づき製造者に必要な協力を求めるもの

とする。また、全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の保管、処分、所有等の状況及び拠点的広域処理施設における処理の進捗状況に関する情報の整理及び提供、より効率的な処理技術の開発その他の必要な措置を講ずる。

5 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）

(1) 高濃度PCB廃棄物の適正な処理

高濃度PCB廃棄物処理の事業主体として、JESCO北九州PCB処理事業所において、安全を第一として適正かつ確実に処理を行うとともに、周辺環境に影響を及ぼさないために必要な対策を確実に行う。

(2) 積極的な情報公開

適正かつ安全な処理を行っていることについて、施設周辺の住民、県民、事業者に対する積極的な情報公開に努め、関係者のより一層の理解と信頼を得ることに努める。

(3) 計画的な受入及び着実な処理

JESCO北九州PCB処理事業所におけるPCB廃棄物の計画的な搬入を確保し、安全かつ効率的に処理が実施できるよう、福岡県等に対して搬入に係る情報を提供するとともに、十分な連絡調整を行った上で、受入条件及び受入計画を定める。

また、これまでに蓄積した高濃度PCB廃棄物に係る技術的知見を基に、高濃度PCB廃棄物の早期処理に向けた国や福岡県等の取組に対し、技術的支援その他の必要な協力を行わなければならない。

6 市町村

国及び福岡県等が実施する施策への協力が得られるよう、住民に対しPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供を行い、その理解を深めるよう努める。

また、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を進めるために、保管事業者等に対する周知について、本県との連携の強化に努める。

さらに、保管事業者及び所有事業者に対して、一日も早い処分及び廃棄を求めるため、市町村自らも率先してその保管・所有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分委託・廃棄を早期に進めることが求められるとともに、低濃度PCB廃棄物の処分委託を確実にを行い、低濃度PCB使用製品の廃棄又はPCBの除去に努めることが求められる。

第6章 福岡県のPCB廃棄物処理への取組

第1節 高濃度PCB廃棄物処理への取組

(1) 福岡県内の高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の確実な把握

高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するためには、福岡県内における高濃度PCB廃棄物や高濃度PCB使用製品を確実に把握することが必要である。

安定器等については、環境省が示す調査方法等を参考に、事業者に対し掘り起こし調査等を実施し、その当該機器の所有・当該廃棄物の保管の確認を行う。

また、調査、情報収集の中で、高濃度PCB廃棄物の疑いのある物を保管している事業者及び高濃度PCB使用製品の疑いのある物を所有している事業者が確認された場合は、特別措置法に基づく報告徴収や立入検査を必要に応じて活用するなどにより、状況の確認に努める。

特に必要があると認められる場合には、国とも連携して、当該事業者に対し報告徴収及び立入検査を行い、実態把握の徹底に努める。

(2) 高濃度PCB廃棄物等の所有・保管事業者に対する指導等

福岡県等は、特別措置法に基づく届出情報、JESCOの登録情報・処理情報、掘り起こし調査並びに関係団体等から得た情報等を取りまとめ、高濃度PCB廃棄物等の未処理事業者一覧表を作成し、JESCO等と連携して、高濃度PCB廃棄物等の所有・保管事業者に対し高濃度PCB廃棄物等の処理時期の確認に努める。

また、高濃度PCB使用製品及び高濃度PCB廃棄物を所有・保管している事業者に対しては、JESCO等関係団体と協力して、PCB廃棄物保管届出の徹底やJESCOへの高濃度PCB廃棄物等の登録のはたらきかけを行い、その処分期間内又は特例処分期限日までにJESCOへの処理委託が行われるよう指導する。

当該事業者が、高濃度PCB廃棄物等について、処分期間内等にJESCOに委託しない場合等において、特別措置法第12条の規定に基づく改善命令の発出などにより、確実な処理に努める。

さらに、当該事業者の破産、死去、相続等に起因して、高濃度ポリ塩化PCB廃棄物を期限内に処分する法的な義務を有する事業者が不明確な場合等においては、高濃度PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理上の支障を要件として、当該高濃度PCB廃棄物の処分その他必要

な措置の全部又は一部を講ずる（代執行）場合がある。

また、福岡県内における保管事業者及び所有事業者に対し一日も早い処分及び廃棄を求めるために、福岡県等及び県内市町村自らも率先して、その保管・所有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分委託及び廃棄の早期実行に努める。

(3) 北九州PCB廃棄物処理事業に係る西日本広域協議会等における協議、調整

JESCO北九州PCB処理事業所における円滑な処理を確保するために、福岡県等は、高濃度PCB廃棄物の搬入の時期、進捗管理その他の計画的な搬入のための取組について、北九州PCB廃棄物処理事業に係る西日本広域協議会（以下 西日本広域協議会という。）等において協議及び調整を行うとともに、JESCOとの連携を図る。

(4) 融資制度の実施

福岡県は、中小企業者等への融資制度を設け、高濃度PCB廃棄物の処理が円滑に行われるよう努める。

第2節 低濃度PCB廃棄物処理への取組

(1) 福岡県内の低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品の把握

低濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するためには、高濃度PCB廃棄物等と同様に福岡県内における低濃度PCB廃棄物や低濃度PCB使用製品を確実に把握していくことが必要である。

そのため、福岡県等は、電気保安関係等の事業者団体や経済産業省九州産業保安監督部などと連携を密にし、高濃度PCB廃棄物等の掘り起こし調査等と併せて、その把握に努めるとともに、市町村等と連携し、PCB含有塗膜に係る調査を実施する。

(2) 低濃度PCB廃棄物等の適正保管及び処理に関する情報提供

低濃度PCB廃棄物等が不適正に保管及び処理されないことがないよう、福岡県等は、電気保安関係等の事業者団体等と連携して保管事業者等に対し、処理方法等の情報提供に努める。

第7章 安全で効率的な収集運搬体制の確保

PCB廃棄物の収集運搬を安全かつ効率的に進めるためには、保管場所での積み込みから荷降しまでの収集運搬過程全般を通じた安全対策の実施が不可欠で

ある。

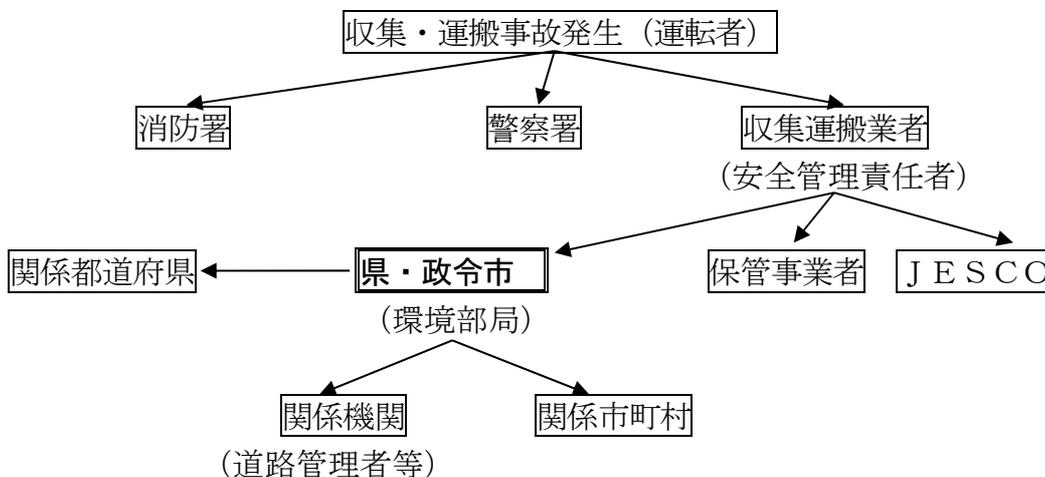
このため、福岡県等は、保管事業者のPCB廃棄物の保管の状態については、特別措置法に基づく届出等によりその把握に努める。

また保管事業者及び収集運搬を行う者が、収集運搬中の漏えい防止のために必要な措置を実施するよう、必要に応じて立入検査等を行い、適切な指導監督に努める。

さらに、高濃度PCB廃棄物の収集運搬を行う者に対しては、各種安全基準や北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画で定める運行条件の周知と遵守の徹底に努める。

このほか、他県で積み込まれた高濃度PCB廃棄物が福岡県等を通る場合の安全確保については、西日本広域協議会等で協議、調整を行い、必要な対応を行うこととし、万一、収集運搬経路において、事故等が発生した場合には、関係機関との緊密な連携の下、速やかな対応ができるよう体制を整え、適切な対策を講じる。

高濃度PCB廃棄物の収集運搬時における緊急連絡体制



第8章 県民及び事業者への情報公開等

PCB廃棄物処理を確実かつ円滑に進めていくためには、県民、保管事業者、製造者等及び処理業者等のすべての関係者が、PCBによる環境リスクに関する科学的な情報を共有した上で、当該事業の必要性、収集運搬及び処理施設における安全性の確保等について、広く県民や事業者の理解と協力を得ることが重要である。

そのため、福岡県等は、国とともに、保管事業者及び所有事業者に対し、特別措置法に基づく届出及び高濃度P C B廃棄物の処分期間内の処分委託又は高濃度P C B使用製品の廃棄に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し、周知徹底を図ることに努める。

また、特別措置法第9条の規定をもとに、国の取組に準じて、P C B廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度P C B使用製品の廃棄の見込みに関する情報等を、県民その他の関係者に対して分かりやすく提示していくよう努める。

福岡県等は、福岡県等及び県内市町村の保管・所有する高濃度P C B廃棄物及び高濃度P C B使用製品の状況について公表に努める。